宗教法人「三宝教団」規則を変更する理由は、左記のとおりである。 規 則 変 更 理 曲

書

記

規則変更理由

	変更事項	変更理由
般	示している部分を常用漢字に変更する。宗教法人「三宝教団」規則の一部で旧字や略字で表	平成二十八年に変更する以上当然のことである。
第 一 条	名称を「三宝教団」から「三宝禅」に改める。「教団」という文言を「法人」に改める。	的として、法人の清規を改訂し名称を変更したため。より、禅に関心を持つ若い世代が入会し易くすることを目して禅の修行団体であることが分かる名称とすることに一般の「教団」という名称に対する抵抗感を払拭し、一見

第二条	る。 事務所名を「三宝教団本部」から「三宝禅本部」に改め	に変更したため。
第三条	「紙という文言に統一する。また「教団」という文言を員」という文言に統一する。また「教団」という文言を「僧侶、檀信徒」という文言を廃し構成員の呼称を「会	o。 という)」に統一し、また「教団」という文言を廃したた 清規を改訂し構成員の呼称を「三宝禅会員(以下「会員」
	「法人」に改める。	හි
第六条	う。) に定める」に改める。の法人が別に定める「三宝禅清規」(以下「清規」とい1 「この法人の規定たる清規により」という文言を「こ	1 規則として適当な表現に直した。
	うちから」を「本法人の師家から見性以上の修行力を2「清規により仏祖の大法を相続した僧侶又は檀信徒の	を要し高齢化する恐れがある、活力ある有能な若い人2 現今では、「仏祖の大法を相続する」までには長期間
	変更する。 具えた者と認定された会員のうちから適当な者を」に	材を登用し易くするため選択幅を広げた。
第九条	1 「責任役員は、この法人の事務を決定する。」を	1 旧規則の責任役員という文言が個人なのか組織
	「この法人は責任役員で組織する責任役員会を置き、	体を指すのか曖昧であった。そこで実体的には存在し
	この法人の事務を決定する。」に変更する。	ていた責任役員会に事務決定権があることを明示する
	2 責任役員会の招集権限者が代表役員であること、責	ことにした。
	任役員の定数の過半数による責任役員会開催請求権に	2 責任役員会の招集権限者を明示し、その恣意的な招
	ついて定めた。	集権の行使を避けるため。

旧規則には定めていなかったため。	る。 仮代表役員及び仮責任役員の職務権限について追加す	2 第 十 四 条 の
2 第三条及び第九条の変更理由に同じ。 1 第三条及び第六条の変更理由に同じ。	役員」を「責任役員会」に変更する。2 「僧侶又は檀信徒」を「会員」に変更し、「他の責任員」に変更する。	第十四条
2 第三条及び第六条の変更理由に同じ。	うちから適当な者を」に変更する。2 「僧侶又は檀信徒のうちから」を「本法人の師家か員」に変更する、 1「清規により」を「清規に定める」に、「僧侶」を「会	第 十 一 条
3 責任役員会会議の責任を明確化するため。4 1で事務決定権が責任役員会にあることを明示したため。5 責任役員会会議の責任を明確化するため。	5 責任役員会議事録の作成義務を明記した。 とあったものを「責任役員会の」の決定に基づきに 変とあったものを「責任役員会の」の決定に基づきに 変とあったものを「責任役員会の」の決定に基きる。」を削除する。 責任役員会の議決権を定め、「但し、可否同数のと	第 九 条

更理由と同じである。「教団」という文言を「法人」に変更するのは第三条の変るため。	いう文言を「法人」に変更する。 また、「教団」とすることを含む。)」の文を削除する。また、「教団」と本文に挿入し、二号の「(この法人と被包括関係を設定とようとする場合を含む)。」の文を	
文意から二号におくよりも本文に記載した方が的確であ	「(この法人と被包括関係にない宗教団体がこの法人と	第二十二条
第一条の変更理由と同じ。	「教団」という文言を「法人」に変更する。	第二十一条
得ないからである。 代議員の定数は五人であり、可否同数ということはあり	る。」の文を削除する。「但し、可否同数のときは、議長の決するところによ	第二十条
2 第一項の変更により任期を定める意味がないため。任を「代議員会開催の都度」とした。できない事態が生ずることもあり得るため、議長の選1 代議員の互選によって定めた議長が代議員会に参加	2 議長の任期についての定めを廃止する。 1 「代議員会開催の都度」の文言を挿入する。	第十九条
恣意的な招集権行使を避けるためである。「その都度」という文言は不要である。後段は代表役員の	に招集しなければならない。」という文を追加する、過半数から請求があった場合は、代表役員は、すみやか「その都度」の文言を削除し、「但し。代議員の定数の	第十八条
した。権に関する第七を削除したため、本項で定めることと権に関する第七を削除したため、本項で定めることと1 第三条の変更理由と同じ、また旧清規の役員の選挙	の会員の」に変更する。「会員」に、「清規による団員の」を「満二十才以上「二人は僧侶のうちから、他の三人は檀信徒」を	第十六条

あるため。 予算の追加及び更正には当然責任役員会の議決が必要で	追加する。 「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を	第三十四条
め。予算の編成には当然責任役員会の議決が必要であるた	追加する。 「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を	第三十一条
る。 財産目録の作成には当然責任役員会の承認が必要であ	追加する。 「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を	第二十九条
るため。 基本財産の処分等には当然責任役員会の議決が必要であ	追加する。 「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を	第二十八条
が必要であるため。 基本財産の設定及びその変更には当然責任役員会の議決	追加する。 「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を	第二十六条
第三条の変更理由に同じ。	「団費」を「会費」に、「団員」を「会員」に変更する。	第二十四条
いからである。 院及び教会の代表役員の選任に関与することはあり得な明今の法人の実態において、法人の代表役員が被包括寺	という文を削除する。こうとするときは、この法人の代表役員が選任する。」は失踪した場合において、代表役員又はその代務者を置「但し、代表役員が後任者を選定しないで、死亡し、又	第二十三条

2 1と表現を合わせた。 の変更理由に同じ。 1 新旧規則の項目番号の相違によるものと、第四十条	の時において、」の後に挿入する。2 「第九条第三項の規定にかかわらず」の文を「解散を「文部科学大臣」に変更する。1「第九条第一項」を「第九条第三項」に、「文部大臣」	第四十一条
となったため。また、宗教法人法第五条により所轄庁が「文部科学大臣」また、宗教法人法第五条により所轄庁が「文部科学大臣」規則の変更には当然責任役員会の議決が必要である。	部科学大臣」に変更する。「責任役員会及び」の文言を追加し、「文部大臣」を「文	第四十条
を明示することにした。 滑にいかないところがあった。そこで三宝教団との関係であり、金融機関等での諸手続に困難をきたし活動が円であ団体であるため、三宝教団との関係が公的には曖昧三宝興隆会は三宝教団の活動の支援・管理団体であるが	支援団体に関する条項第三十九条を追加する。	第三十九条
議決が必要である。 歳計剰余金及び予算外収入の処置には当然責任役員会の	加する。 「代議員会]の文言の前に「責任役員会及び」の文言を追	第三十六条
た無用の文言を削除し整理する。 決算の作成には当然責任役員会の議決が必要である。ま	除する。「翌年度の」及び「に提出して」の文言を削追加する。「翌年度の」及び「に提出して」の文言を削「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を	第三十五条

平成二十八年四月十七日

宗教法人「三宝教団」

Щ

田

匡

通

(EJ)

第四十三条 「代議員会	第四十二条 事務所
足加する。「代議員会」の文言の前に「責任役員会及び」の文言を	した。 事務所の備付書類及び帳簿に関する第四十二条を追加
る。 施行細則の変更には当然に責任役員会の議決が必要であ	するため明示することとした。事務所に備え付けなければならない帳簿の管理を厳正に